

「無線システム普及支援事業費等補助金 (地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)」公募要領

1 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の概要

(1) 事業内容

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（2）クのとおり。

(2) 実施主体

都道府県、市町村（複数の都道府県、市町村の連携主体を含む。）、地上基幹放送事業者等（複数の地上基幹放送事業者等の連携主体を含む。）及び一般社団法人等

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱 別表第2（13の項）のとおり。

(4) 交付額

地方公共団体については事業費の2分の1、それ以外の団体については3分の1を交付する。
なお、交付下限額が50万円のため、事業費150万円（実施主体が地方公共団体の場合は100万円）以上の事業を対象とする。

2 応募方法

(1) 提出書類

応募に当たっての提出書類は以下のとおり。なお、押印は不要。

1 公募申請書

2 交付申請書

ア 申請書【交付要綱 様式第1号】

① 補助事業の概要【交付要綱 様式第1号 別紙18】

② 工事概要書（添付図面を含む。）【交付要綱 様式第1号 別紙2】

イ 整備計画書【無線システム普及支援事業費等補助金地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業執行マニュアル（以下「執行マニュアル」という。）資料1】

ウ 補助事業に要する経費の見積書【執行マニュアル資料2】

「総括表」と「内訳表」の2つ。工事業者、機器メーカー一作成の見積も添付（工の見積者数分すべて）。

エ 契約予定内容に関する調査票【執行マニュアル資料3】

オ 口座設置届出書【執行マニュアル資料4】

カ 申請確認書【執行マニュアル資料5】

キ <連携主体の場合>連携主体の構成団体一覧

ク <連携主体の場合>連携主体の代表承認書

ケ 参考資料（共建の場合の費用按分の具体的方法を整理した文書、アからエまでを補足する説明資料 等）

※ このほか、必要に応じてこれらを補足する説明資料（理由書等）を添付すること。

公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。また、見積書についても、下見積

で差し支えない。

(2) 提出方法

当該地域を管轄する総合通信局等（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に持参若しくは郵送又は補助金申請システム（JGrants）（<https://www.jgrants-portal.go.jp>）により申請可能。なお、提出書類の返却は行わない。

(3) 提出部数等

1通及びCD-R等の電子媒体1式を提出すること。

(4) 提出期限

令和4年12月21日（水）12:00（持参又は郵送による場合は必着）

3 評価基準・選定方法

(1) 評価基準

- ア 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の目的を満たしていること。
 - イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること。
(地域の実情を反映した効果的な事業であることが望ましいことから、地方公共団体の意向を反映したものである場合は、その点も考慮。)
 - ウ 技術上・制度上実現可能なものであること。
 - エ 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること。
- 等

(2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、外部の有識者の意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択の内示を行う。

(3) 交付決定

上記(2)で事業採択の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付決定に当たって追加の条件を付す場合がある。

(4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた使途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和5年 1月中旬 外部有識者等からの意見聴取

1月下旬 内示

1月下旬 交付の本申請

2月中旬 交付決定

5 その他

交付要綱、執行マニュアル等の関係資料は、以下の URL に掲載。（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）

総務省ホームページ（「政策」>「情報通信（ＩＣＴ政策）」>「放送政策の推進」>「放送ネットワークの強靭化に向けた支援措置」>「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka04.html

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載される「執行マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。